



身近な事業者からの不安なメッセージ ～じつは危険な“フィッシング”かも～

通販サイト、クレジットカード会社、宅配便事業者などの実在する組織をかたるメールやSMS（ショートメッセージサービス）を送信し、パスワードやID、暗証番号、クレジットカード番号などの個人情報を詐取するフィッシングに関する相談が寄せられています。

かたられる事業者等と偽SMS・メールの内容



通販サイト・フリマサイト	<ul style="list-style-type: none"> ・「支払い方法に問題がある」 ・「不正利用が確認された」など
クレジットカード会社・金融機関	<ul style="list-style-type: none"> ・「カードの不正な取引があった」 ・「本人の利用かどうか確認させてほしい」など
宅配便事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・「お客様にお荷物のお届けにあがりましたが不在の為持ち帰りました。下記よりご確認ください」など
携帯電話会社	<ul style="list-style-type: none"> ・「支払いが滞っている」 ・「携帯電話料金未納の為、今日までに〇〇万円を支払うように」など
公的機関	<ul style="list-style-type: none"> ・「未払いの税金がある」など



ひとことアドバイス



- ◇メールやSMSに記載されたURLには安易にアクセスしない
- ◇フィッシングサイトにアクセスしてしまっても個人情報は絶対に入力しない
- ◇クレジットカード情報などを入力してしまったらすぐにカード会社などに連絡する
- ◇日頃からブックマークした正規のURLや正規のアプリからアクセスする



山形県消費生活サポーターとして活動してみませんか



「山形県消費生活サポーター」は、消費生活センターと地域を結ぶパイプ役として、消費生活に関する情報を身近な人や地域・団体に伝えたり、地域の消費者被害などの情報を消費生活センターに情報提供していただくボランティアです。「消費生活や消費者問題に関心のある方」で、「満18歳以上で県内で活動できる方」であれば、どなたでも応募できます。

活動例

- 😊 地区の回覧板などに毎月のセンターニュースを回覧する
- 😊 地域のイベントなどで消費者啓発パンフレットを配布する
- 😊 一人暮らしの高齢者などへの「声かけ」や「見守り」をする
など、それぞれの知識や経験に合わせて自分にできる活動をお願いしています

応募待ってる
ケロ!



消費者教育推進大使
県消費生活センター
キャラクター
“ケロちゃん”

お問い合わせ：山形県消費生活センター 電話番号 023-630-3237

<動画公開のお知らせ>



消費者トラブル啓発動画「お試しのつもりが定期購入に!？」が『【県公式】やまがたChannel (YouTubeコンテンツ)』に公開になりました。どうぞ皆さんご視聴ください。

こちらからご視聴いただけます。→
県ホームページ「18才から大人」



消費者トラブル動画

お試しのつもりが
定期購入に!?

山形県



4月・5月の消費生活法律相談

4月 6日(木) 13:30~15:30

5月11日(木) 13:30~15:30

*弁護士が無料でアドバイス(30分)

*電話で事前予約をお願いします

置賜消費生活センター

〒992-0012

山形県米沢市金池7-1-50

(置賜総合支庁1階)

電話：0238-24-0999

FAX：0238-26-6072